

発達障害の研究は今

藤本文朗

「発達障害」が日々マスコミなどで取り上げられ、「発達障害」に関する本は、一般書、学術書も含めて数百冊出版されている。かつては「気になる子」「空気が読めない」という言われ方をしていたのが、今日では「発達障害では」という言われ方、見られ方をするようになった。「発達障害」の診断がついていても活躍している人もいる。『日本の科学者』がこの問題を正面から取り上げるのは初めてだ。

2004年に制定された発達障害者支援法には、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とあるが、知的障害は含まれていない。アメリカ精神医学会による診断基準 DSM-5 では、発達障害が「神経発達症群／神経発達障害群」に分類され、知的障害は発達障害の中に含まれるようになった（言葉の玉手箱参照）。日本発達障害学会は、知的障害を発達障害の中を含めた。法律と学会、医師の診断基準でずれがある。発達障害の理解には、この10年で進んだ部分もあり、ネット上で手軽に自己診断ができ、あてはまると気になって不安になる人もいる。発達障害の診断は、座談会で述べられているように、血液検査、脳波検査、MRI等の脳機能画像検査によっても、診断ができない。精神疾患の診断は成育歴や症状等の問診によることが多く、注意欠如多動症（ADHD）などの医学的診断名をつけることも難しく、「脳機能障

害」の診断は仮説ともいえる。

発達障害者支援法が、早期発見・早期治療を自治体に課し、幼児の段階から医療の対象となり、過剰診断・治療が2000年代以降進行している。子どもたちへの「治療薬」の過剰投与と副作用の問題も懸念される。国連の子どもの権利委員会は2010年日本政府に対し、過剰な医療化に警鐘を鳴らし、社会的決定要因が正当に考慮されていないことを懸念したり。

2007年に特別支援教育がスタートし、対象に発達障害と診断された児童生徒が含まれている。通常学級には、15人に1人の割合で発達障害の児童生徒がいると言われており、特別なニーズに応じる教育の必要性が強調されている。教員も障害の特性を理解した一人ひとりの支援計画を立て、実践、評価することが求められている。

発達障害は発達の偏りや凸凹で、個性とも考えられるが、特別な配慮も必要で、発達障害の特性によって、学校生活に馴染めず、不登校になる児童生徒も少なくない。そのままひきこもりになる事例も見てきた。学校や職場での生きづらさに寄り添った支援が必要である。政府が憲法の理念を無視し、軍事費を拡大、教育予算を削減していることが大きな問題である。

注および引用文献

1) 小国喜弘：『戦後教育史』（中公新書、2013）。

（ふじもと・ぶんろう：障害実践臨床研究）